

公益財団法人桑の弓育英会へのご寄附をお願い申し上げます

(公財) 桑の弓育英会 理事長 曾我孝之

近年経済的に困難な状況にある在校生の家庭が増えています。あなたからの寄附が向学心のある在校生を支えます。1口10,000円をお願いしておりますが、1口以上でも1口未満でも1,000円単位でご寄附頂けます。同窓会誌桑の弓育英会のページも合わせてお読み下さい。

【公益財団法人桑の弓育英会について】

平成9年(1997年)、同窓会では前中・前高創立120周年事業の一環として、同窓生の浄財による記念基金を設立しました。130周年を迎えた平成19年(2007年)から「桑の弓基金」として事業を拡大、継続し、令和3年(2021年)2月に、一般財団法人桑の弓育英会を設立して、本事業を引き継いでいます。令和4年(2022年)4月1日に公益財団法人に認定されました。同年6月30日に「税額控除に係る証明書」が発行され、寄附金の税額控除が認められるようになりました。法人の寄附も可能です。

【寄附金の使途について】

本育英会の寄附金は、教育奨励及び人材育成を目的に、在校生への奨学金給付や部活動への激励金に関する事業等に使用します。令和7年度は、厳正な審査を経て、育英会奨学生16名を選考し、1人月額2万円で年間24万円、奨学金合計384万円を給付しました。部活動激励金は、関東大会・全国大会に出場した部に対し、年間で34件91万円を支給しました。

【寄附金の納入方法について】

寄附金の納入は、以下の方法でお願い致します。

(1) 同窓会誌に同封しております「ゆうちょ銀行払込取扱票②」をご利用下さい。

(2) 当育英会普通預金口座にお振り込み下さい。(恐縮ですが、振込手数料は自己負担にてお願いします。)

群馬銀行(金融機関コード:0128)片貝支店(店番号:119) 普通預金 口座番号:0530545

口座名:公益財団法人桑の弓育英会 理事長 曾我 孝之 [ザイ)クノユメイケイカイ]

※銀行振り込みの場合は、メール(maetaka-ob@xp.wind.jp)または電話(027-234-7873)で、お名前と卒業年を事務局にご連絡下さい。確認ができないと領収書の発行と同窓会誌への掲載ができないことがあります。

※同窓会HPからのクレジットカードによる寄附金のオンライン決済はできません。

【寄附金の税制上の優遇措置について】

当法人への寄附金は、「特定公益増進法人への寄附金」として取り扱われ、所得税、法人税、相続税及び条例による地方税の優遇措置が受けられます。

<個人所得税・住民税の場合>

※**所得税**…寄附者の選択により所得控除か税額控除かどちらか有利な方を選択できます。税制上の優遇措置を受けるには確定申告が必要です。

・所得控除額 = (寄附金額 - 2,000円)

※課税される所得金額から差し引くことができます。寄附金額は年間総所得額等の40%が上限です。

・税額控除額 = (寄附金額 - 2,000円) × 40%

※所得税額から差し引くことができます。税額控除額は所得税額の25%が上限です。寄附金額の上限は同上。

※**住民税**…一部の自治体では条例の指定により個人住民税の税額控除が受けられます。個人住民税の寄附金控除申告は、所得税の確定申告で同時に手続きできます。

・税額控除額 = (寄附金額 - 2,000円) × 10% (県民税 4% 市町村民税 6%)

※住民税の所得割額から差し引くことができます。寄附金額は年間総所得額等の30%が上限です。

※現在、条例指定の通知を受けている自治体は、群馬県、前橋市、高崎市、桐生市です。その他の自治体についてはお住まいの自治体にご確認下さい。

《例》 前橋市に住所がある方が10,000円寄附し、所得税税額控除を選択した場合

所得税の税額控除額 (10,000円 - 2,000円) × 40% = 3,200円

住民税の税額控除額 (10,000円 - 2,000円) × 10% = 800円 計 4,000円控除

<法人の場合>

当法人への寄附金額と法人税法による寄附金特別損金算入限度額のいずれか少ない額が損金となります。

※詳しくは、税務署またはお住まいの自治体に直接お問い合わせ下さい。